保護者の皆様へ

都城市立南小学校校 長 荒木 秀一

地域の感染レベルの変更に伴う学校の対応について(お願い)

平素より本校の教育活動に御協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、令和4年1月11日に県は本市の感染者数が増加していることなどを総合的に判断し、本市を県独自の新型コロナウイルス感染区分「感染警戒区域(オレンジ区域)」に指定しました。

つきましては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル〜学校の新しい生活様式〜」に基づいた「国レベル2」に即した対応とするよう市教育委員会から通知がありました。

保護者の皆様には、下記の対応をお願いすることになりますが、趣旨を御理解いただき、御協力いただきますようお願いいたします。なお、急な変更の際は、南小安心メールと文書で御連絡いたしますことも御了承ください。

記

- 1 本市の「地域の感染レベル」について
- (1) 国レベル2
- (2) 国マニュアル Ver.7 における「レベル2地域」に即した対応に変更します。
- 2 学校の対応について
- (1) 学習について

下記の活動は、**換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行ったうえで実施することを 検討**します。

- 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク 等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽 器演奏」
- 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の 活動」
- 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(2) 健康観察について

- ① 発熱等の風邪の症状がある場合は、出席停止となります。
- ② 学校で考える風邪の症状とは、健康観察簿に記載のある「かぜ」「発熱」「咳」「鼻水」「のどが痛い」としています。学校では、「頭痛だけ」「腹痛だけ」では、風邪の症状に当たらないと判断しています。 裏面もご覧ください

- ③ **同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる児童も出席停止**となるため、登校時の健康状態の 把握は、児童に加え、**同居の御家族についても風邪症状の有無を確認**します。
- ④ 病院受診をし、発熱等の風邪症状が新型コロナウイルスに起因するものではないと診断された場合は、①・③は当てはまりませんので、体調に不安を感じられた場合はすぐに医療機関の受診をしてください。
- ⑤ 「児童の登校時の健康状態の把握(同居の家族を含む)は校舎に入る前に行うことと」されていますので、児童玄関前で職員がチェックを行います。
- ⑥ <u>チェックの時間を7時50分から</u>とします。<u>チェック以前には校舎に入ることはできませんので、児</u> **童の登校時刻を7時50分以降**にお願いいたします。
- ⑦ チェックの結果、**発熱等の風邪の症状がある(同居の家族含む)児童**については、保護者に連絡し(担任以外から連絡することがあります)、**原則下校**させます。
- ⑧ 未記入の児童については、保護者に連絡し確認いたします。**確認がとれるまでは、別室で待機**になりますので、未記入や記入漏れ、チェック表忘れが無いよう御協力をお願いいたします。
- ⑨ 教材教具の使用について
 - できるだけ個人の教材教具を使用し、児童同士の貸し借りはしないこととします。
 - 共用の器具や用具は、**使用前後の手洗いや消毒を行い使用**します。

(3) その他

① 引き続き、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

「マスク着用」「手洗い・手指消毒」「3密(密閉・密集・密接)回避」等

- ② マスクの着用について
 - 運動時は、身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ありません。
 - 授業の前後における着替えや移動の際、授業中、教師による指導内容の説明やグループで の話合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、子供たちが運動を行っていない際は、可 能な限りマスクを着用させます。
 - 呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することがあります。
 - マスクを外している時は、人との十分な距離を保つ、近距離での会話は控えるようにして ください。
 - 県内も感染力の極めて強いオミクロン株による感染拡大が進みつつあります。マスク着用 について学校でも指導しますが、御家庭での指導もよろしくお願いします。
- ③ 昼休みの図書館の利用について
 - 図書館利用前後には手洗いや消毒を行い、曜日を学年で指定し利用します。
- ④ 給食について
 - 手洗いや消毒、黙食を徹底し、机を向かい合わせにしないで食事をします。
- ⑤ 放課後の不要不急の外出について
 - 下校の際は、速やかに自宅等に帰り、不要不急の外出を行わないようお願いします。
- ⑥ 県外の往来について
 - 県が往来自粛を要請している都道府県に滞在した場合には、帰宅した日から数日間は健康観察 に留意してください。体調に不安がある場合には医療機関に相談してください。その後、登校 することは可能です。
- ⑦ 学校といつでも連絡が取り合えるような連絡体制をとっていただくようお願いいたします。
- ⑧ 御不安や御心配な点については、遠慮なく学校(22-3430)にお問い合わせください。
 - 平日の18時以降や土・日曜日、祝日は、留守番電話での対応になります。留守番電話に 録音された内容は、留守番電話から管理職に転送されます。

